

令和5年7月3日制定  
令和5年7月25日一部改訂  
令和5年9月28日一部改訂  
※改訂箇所は赤文字部分

## 東京都

# 東京都家庭等に対するLPガス価格高騰緊急対策事業

### 補助金申請の手引き

令和5年7月

【お問い合わせ先・事務処理サポート】

— 受付開始：令和5年7月4日（火曜日）から —

東京都LPガス料金支援総合相談窓口

（一般社団法人東京都LPガス協会）

〒160-0022 東京都新宿区新宿1丁目36-4 丁子屋ビル4階

TEL：03-5366-6255

受付時間：月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く。）

9時00分～12時00分、13時00分～17時00分

## はじめに

本「申請の手引き」（以下、「手引き」という。）は、東京都家庭等に対するLPガス価格高騰緊急対策事業（以下、本事業）という。）の運用のため、本事業の補助金の申請に係る手順を記載しています。

本補助金は、国の地方創生臨時交付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金）を財源とし、物価高騰の影響を受けている生活者の支援が目的となっているため国からは、補助金の適正な執行が強く求められています。よって、補助金に係わる不正行為に対しては厳正に対処されることとなります。

そこで、本補助金に申請及び交付を受ける際には、以下の点について、十分にご認識された上で、申請・受給されますよう、お願いいたします。

- 1 本事業については、東京都家庭等に対するLPガス価格高騰緊急対策事業補実施要綱（令和5年6月22日付5環改保第247号環境局長決定。以下「実施要綱」といいます。）、東京都家庭等に対するLPガス価格高騰緊急対策事業補助金交付要綱（令和5年7月3日付5環改保第288号環境局長決定。以下「交付要綱」といいます。）に基づき実施いたします。
- 2 本事業は、LPガス料金の上昇により影響を受ける家庭等の負担の緩和を図るためのものです。支援対象期間に合わせて恣意的な値上げを行うなど、本事業の趣旨を逸脱した行為は認められません。
- 3 本補助金の申請者が都に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
- 4 補助対象経費について、交付決定前に支援（値引き）等を行っていた場合は、補助金を交付することはできません。
- 5 東京都等から資料の提出や修正の指示があった場合は速やかに対応してください。適切な対応をいただけない場合、交付決定の取消などを行う場合があります。
- 6 本事業の関係書類は事業終了後5年間（令和10年度末まで）保存しなければなりません。また、東京都等からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるように保存しておかなければなりません。
- 7 偽りその他の不正な手段により、支援金を不正に受給した疑いがある場合には、支援金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
- 8 上記の事項に違反した場合は、都からの補助金の交付決定及びその他の決定を取り消します。また、都からの補助金が既に交付されている場合は、その金額に加算金（年10.95%の利率）を加えてお返しいただくこととなります。
- 9 要領等に記載のない細部については、東京都等からの指示に従うものとします。

## 【目次】

<b>第1章 事業目的と概要</b> .....	<b>1</b>
1 事業目的 .....	1
2 事業概要（支援（値引き）の内容） .....	1
(1) 支援対象 .....	1
(2) 支援対象期間と支援金額（値引きの考え方） .....	1
(3) 支援時期（具体的な値引きの時期） .....	1
<b>第2章 事業内容</b> .....	<b>3</b>
1 概要（事業スキーム） .....	3
2 補助対象事業 .....	3
(1) 補助対象事業者 .....	3
(2) 補助対象経費及び補助金の交付額 .....	3
(3) 本事業の周知と値引き額の明示 .....	4
(4) 事業実施（値引き）の確認 .....	4
<b>第3章 補助金の申請手続き</b> .....	<b>5</b>
<b>第4章 提出書類一覧表</b> .....	<b>8</b>
① 交付申請時の提出書類 .....	8
② 実績報告時の提出書類 .....	9
③ 請求時の提出書類 .....	9
④ 概算払請求時の提出書類 .....	9

# 第1章 事業目的と概要

## 1 事業目的

国際情勢の影響によるエネルギー価格の高騰や為替の変動等により、様々な物価が高騰し、都民や事業者に影響をあたえています。中でも、ご家庭等でご利用頂いているLPガスについては、輸入価格の上昇等の影響により、小売価格が高止まりしています。

このため東京都は、都民の皆様の負担軽減策としてLPガスを利用するご家庭や飲食店等の方に対し、国の地方創生臨時交付金を活用して、販売事業者を通じて使用料金の値引きを実施します。

本事業では、利用者に対する使用料金の値引き分の支援や支援に係る事務経費等について補助を実施するものです。

## 2 事業概要（支援（値引き）の内容）

### (1) 支援対象

都内でLPガスを使用する一般消費者等（家庭用や飲食店等の業務用）

※1 旧簡易ガス事業もLPガスの利用世帯であれば対象です。

2 質量販売は、使用場所が東京都内に限定・定期的な契約・支援対象期間に1月単位で使用（検針・請求）していることがわかる場合に限りです。

3 次の場合は、対象外となります。

- ・令和5年6月末日までにLPガスの使用を終了した場合
- ・工場等の生産現場での高圧ガス保安上の消費者
- ・国及び地方公共団体の庁舎等
- ・全ての支援対象期間で利用実績が明らかに無い場合

### (2) 支援対象期間と支援金額（値引きの考え方）

令和5年4月～9月（5月～10月検針）の使用料金に対して各月500円支援し、合計で最大3,000円の値引き

### (3) 支援時期（具体的な値引きの時期）

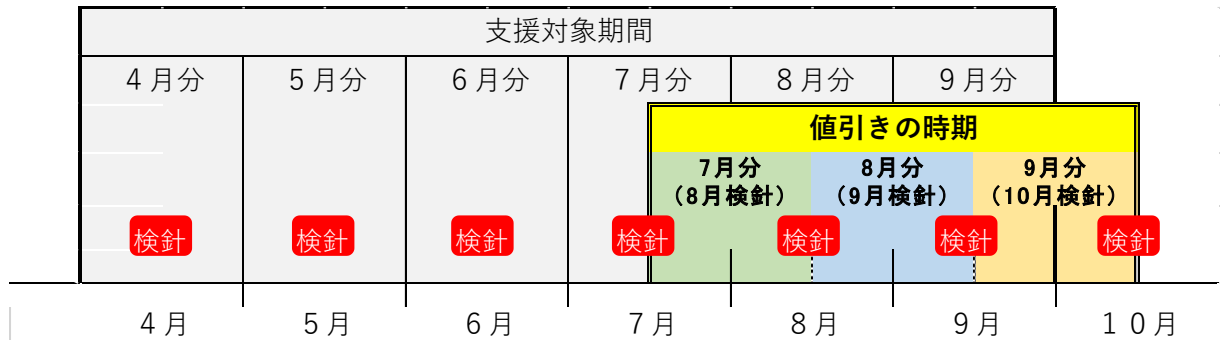
令和5年7月分～9月分（8月～10月検針）の使用料金から原則各月1,000円の値引き

- ※1 値引き額が請求額を超えていた場合は、その請求額が値引き額になります。
- 2 支援対象期間に転出入した場合は、その時期に応じた値引き額となります。
- 3 2による値引き額の総額が減額される場合等を含め、500円をベースとして各月の値引き額が均等になるようにご対応のほどお願いします。

〔値引きの時期と検針日〕 ※値引き額は全支援対象期間（令和5年4月～9月）契約していた場合

	7月分	8月分	9月分
検針日	8/1～8/31	9/1～9/30	10/1～10/31
値引き（原則）	1,000円	1,000円	1,000円

〔支援対象期間と値引き時期の関係〕



〔支援対象期間途中で転出入した場合の値引き額〕

◆転入したケース例

		5月転入	7月転入	9月転入
値引き額合計		2,500円	1,500円	500円
値引き	7月分（8月検針）	1,000円	500円	—
	8月分（9月検針）	1,000円	500円	—
	9月分（10月検針）	500円	500円	500円

◆転出したケースの例（各月検針後、同月下旬までに転出）

		6月転出	7月転出※1	8月転出※2
値引き額合計		0円	2,000円	2,500円
値引き	7月分	0円	2,000円	1,500円
	8月分	0円	—	1,000円
	9月分	0円	—	—

※ 1 7月検針後、同月下旬までに転出したケースです。

2 8月検針後、同月下旬までに転出したケースです。

◆転入・転出の両方が生じたケースの例

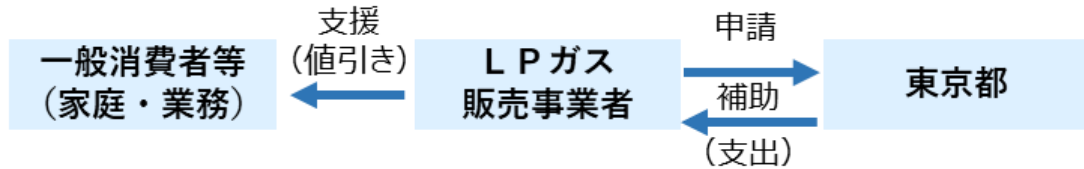
		5月転入、7月転出※
値引き額合計		1,500円
値引き	7月分	1,500円
	8月分	—
	9月分	—

※ 5月に転入し、7月検針後、同月下旬に転出したケースです。

## 第2章 事業内容

### 1 概要（事業スキーム）

LP ガス販売事業者を通じて一般消費者等に支援（値引き）を行い、事業の完了後に、値引き分の原資や支援実施のための事務経費等を補助します。



### 2 補助対象事業

#### (1) 補助対象事業者

- ① LP ガスの販売事業者であること。※1
- ② 都内の使用世帯に対して本事業の周知及び値引きを行い、当該事実を明示できること。※2
- ③ 原則、令和5年7月分から9月分（8月～10月検針）における値引きが実施できること。
- ④ 日本国内に金融機関の預貯金口座を有し、その口座を通じて日本円で本事業に係る精算を行うことができること。
- ⑤ その他、別紙「誓約書」を提出すること。

※1 液化石油ガス法第3条第1項の登録を受けている者

- 2 東京都作成の事業のチラシ、検針票や請求書、別紙等における本事業による値引き額

#### (2) 補助対象経費及び補助金の交付額

##### ① 内容

補助対象経費		補助内容及び交付額
支援の経費		減額の原資を補填する。 交付額：1 都内一般消費者当たり 500 円×支援を実施した相当月数
支援実施のための事務経費	システム改修等経費	システムの改修に要した費用及びサポート費用を支援する。 交付額：16 万円（上限）
	申請書類作成等手数料	申請書類の作成等に要する事務経費を支援する。 交付額：3 万円（定額）
	減額対応手数料	支援した都内一般消費者等の総数（以下「世帯数」という。）に応じて確認作業等の事務経費を支援する。 交付額：世帯数 149 以下の場合 3 万円（定額） 世帯数 150 以上の場合 1 世帯当たり 200 円（上限 280 万円）

## ② 留意事項

### ア 共通事項

- ・ 申請は、法人（本社）単位となります。
- ・ 本交付額は、全て消費税及び地方消費税を除きます。
- ・ 事務経費は、事業完了後に一括して交付します。

### イ システム改修等経費

- ・ 東京都における本事業の値引きに際して改修等を行った経費のみが対象となります。他自治体の事業で実施した分の改修経費は認められません。
- ・ 自社で改修した場合の経費は、認められません。
- ・ メーカー等から発行される領収書には、「システム改修等経費」と明示してください。

### ウ 減額対応手数料

都内一般消費者等の総数（世帯数）は、支援が完了した時点における全ての数を言います。

(例)

	支援対象			総数 (世帯数)
	7月分	8月分	9月分	
消費者	A氏、B氏	B氏、C氏	C氏	3世帯
世帯数	2世帯	2世帯	1世帯	

## (3) 本事業の周知と値引き額の明示

### ① 事業の周知

東京都が作成するチラシを一般消費者等に対して周知（郵送・ポストへの投函・メール・アプリ等）してください。

### ② 値引き額の明示等

LP ガス料金の値引きを実施した際は、値引き額のほか、一般消費者等に対して検針票や請求書、別紙等に次の内容を記載して明示してください。

#### 《記載例》

・ 東京都の支援により、料金請求額から●●円が値引きされています。

※●●円は適用される値引き額

## (4) 事業実施（値引き）の確認

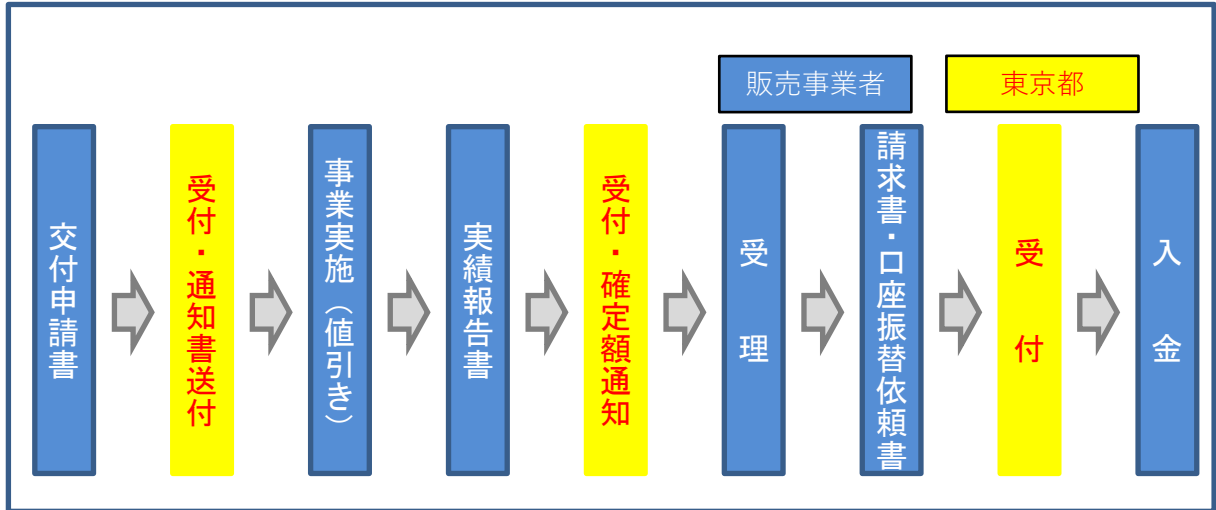
実績報告後、東京都が無作為に選んだ都内一般消費者等（最大 10 件程度）について、値引きの事実が確認できる検針票の写しや書類、システムの画像等（各月分）を提出してください。

#### 【提出書類における留意点】

- ① 補助事業（値引き）を行った家庭及び事業所の一覧表に掲載されている契約番号等が分かるようにしてください。
- ② 個人情報に記載されている場合は、該当部分を黒塗り等により判別できないようにしてください。
- ③ 紙又はデータによる提出の際は、書類ごとでなく、A4 用紙又は 1 ファイルにまとめてください。
- ④ 提出は、メール又は郵送（交付申請等と同様の宛先）をお願いします。
- ⑤ システムの画像など、(3)《記載例》の記載がない場合は、検針票や請求書等のサンプル（1 枚）で構いませんので提出をお願いします。

## 第3章 補助金の申請手続き

### 1 申請手続きの流れ



#### 《申請時期・受付期間・提出先》

手続き	時期	受付期間 (令和5年)	提出先
交付申請	事業開始前（値引きの開始から1週間前まで）	7/10～8/31	東京都 (総合相談窓口)
実績報告書	事業完了後、30日以内 詳細は、下表【実績報告書締切日参照】		東京都託窓口 (総合相談窓口)
請求書 口座振替依頼書	確定額通知受理後、 速やかに提出	10/23～12/22	東京都窓口

#### 【実績報告書の提出締切日】

事業完了日	10/1	・・・	10/10	・・・	10/20	・・・	10/31
締切日	10/31	・・・	11/9	・・・	11/19	・・・	11/30

#### 《概算払いについて》

販売事業者の値引き等における負担の軽減のため、交付決定後、実績報告の前に概算払いを受けることができます。（一定の条件あり）

ご希望される方は、総合相談窓口にご連絡ください。

### 2 申請書類の提出

- 申請書類は、郵送により提出してください。
- 交付申請及び実績報告に添付する家庭及び事業所の一覧表（Excel データ）の電



子データもあわせて提出してください（CD-R等のメディア又は電子メールによる提出可）。

- 申請書類一式をA4サイズで片面印刷し、クリップ止めしてください。

① 提出先

ア 郵送物

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二庁舎 20階

東京都環境局環境改善部環境保安課

東京都LP料金補助事業担当

「家庭等に対するLPガス価格高騰緊急対策事業・補助金書類在中」

- ※ 郵送の際は、上記を参考にして、必ず封筒の表面に「家庭等に対するLPガス価格高騰緊急対策事業・補助金書類在中」と赤字で記入してください（宛先として破線部の切り取り添付を推奨します）。

イ 電子データ（メールの場合）

[lphojo@section.metro.tokyo.jp](mailto:lphojo@section.metro.tokyo.jp)

【電子データ化が困難な場合】※主に小規模事業者が対象

- 東京都LPガス料金支援総合相談窓口（東京都LPガス協会）で電子化のサポートを実施します。
- 申請書類一式を次の住所に送付してください。
- 電子化後、総合相談窓口から東京都等に書類等を転送します。

〒160-0022 東京都新宿区新宿1丁目36-4 丁子屋ビル4階  
一般社団法人東京都LPガス協会 東京都LP料金補助事業担当

② 留意事項

- 原則として、申請書類の到着に関するお問い合わせに、個別に回答することは出来かねます。到着の確認を希望される場合は、到着まで追跡可能な方法で郵送していただき、ご自身で申請書類の到着の確認をお願いいたします。
- 提出された申請書類については、原則、返却いたしませんので、補助対象事業者用として手元に控えを1部ご用意ください。
- 受付期間を過ぎた後に到着した書類は、受理できませんのでご注意ください。

- 交付申請手続きについては、十分に時間の余裕をお持ちいただくようお願いいたします。
- 上記期間に提出された交付申請書は、原則として、先着順に受理し、審査を行います。
- 申請書類等は情報公開の対象となります。予めご承知おきください。
- 申請にあたり、必要事項が適切に記載されていない、又は添付書類に漏れがある場合は、不交付決定になることがあります。
- 申請書類に不備がある場合、補助対象事業者に修正を求めた日の翌日から起算して 60 日以内に交付申請者が当該不備の修正を行わないときは、その申請は撤回したものとみなされます。

### 3 申請書類

申請書類の様式は、都のホームページからダウンロードしてください。

ダウンロード元

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/safety/gas/lpgas/hojo.html>

## 第4章 提出書類一覧表

### ① 交付申請時の提出書類

提出書類に「省略可」と記載されている書類について、「LPガス事故防止に関する安全機器普及促進事業」で既に提出している場合は、省略することができます。

提出書類	注意点	法人	個人事業主
交付申請書（第1号様式）	様式は環境局ホームページからダウンロードすること。	○	○
誓約書（第1号様式の2）		○	○
補助事業（値引き）を行う予定の家庭及び事業所の一覧表（第1号様式別紙）		○	○
履歴事項全部証明書（原本）「省略可」	発行日から3か月以内のものに限る。ただし、証明書の提出に代えて、登記情報提供サービスの照会番号の提示によることも可とする。	○	×
住民票の写し（原本）「省略可」	発行日から3か月以内のものに限る。	×	○
直近の貸借対照表（写し）「省略可」		○	×
個人事業税納税証明書（原本）「省略可」	発行日から3か月以内のものに限る。非課税の場合は確定申告書B（写し）事業開始届（写し）	×	○
システム改修経費に係る見積書（写し）	システム改修経費に係る見積り。見積りを行った事業者の社印を要する。	○	○
印鑑証明書（原本）「省略可」	発行日から3か月以内のものに限る。	○	○
返信用封筒	長形3号程度（郵券の貼付は不要）郵便番号、住所及び氏名を記載すること。	○	○

※補助事業者の種別に応じ、「○」の記載がある書類を提出すること。

## ② 実績報告時の提出書類

提出書類	注意点	法人	個人事業主
実績報告書（第 12 号様式）	様式は環境局ホームページからダウンロードすること。	○	○
補助事業（値引き）を行った家庭及び事業所の一覧表	様式は環境局ホームページからダウンロードすること。 後日、都が無作為に選出した家庭・事業所等（10 件程度）について、値引きの事実が確認できる書類の確認（各月分）を実施する。	○	○
システム改修経費の金額が確認できる書類（領収書等）の写し	申請時の見積書と同等の記載内容であること。	○	○
返信用封筒	長形 3 号程度（郵券の貼付は不要） 郵便番号、住所及び氏名を記載すること。	○	○

※補助事業者の種別に応じ、「○」の記載がある書類を提出すること。

## ③ 請求時の提出書類

提出書類	注意点	法人	個人事業主
請求書（第 14 号様式）	様式は環境局ホームページからダウンロードすること。	○	○
口座振替依頼書	都が送付する「交付決定通知書」に同封された支払金口座振替依頼書を使用すること。	○	○

※補助事業者の種別に応じ、「○」の記載がある書類を提出すること。

## ④ 概算払請求時の提出書類

提出書類	注意点	法人	個人事業主
概算払請求書（第 15 号様式）	様式は環境局ホームページからダウンロードすること。	○	○
口座振替依頼書	都が送付する「交付決定通知書」に同封された支払金口座振替依頼書を使用すること。	○	○

※補助事業者の種別に応じ、「○」の記載がある書類を提出すること。